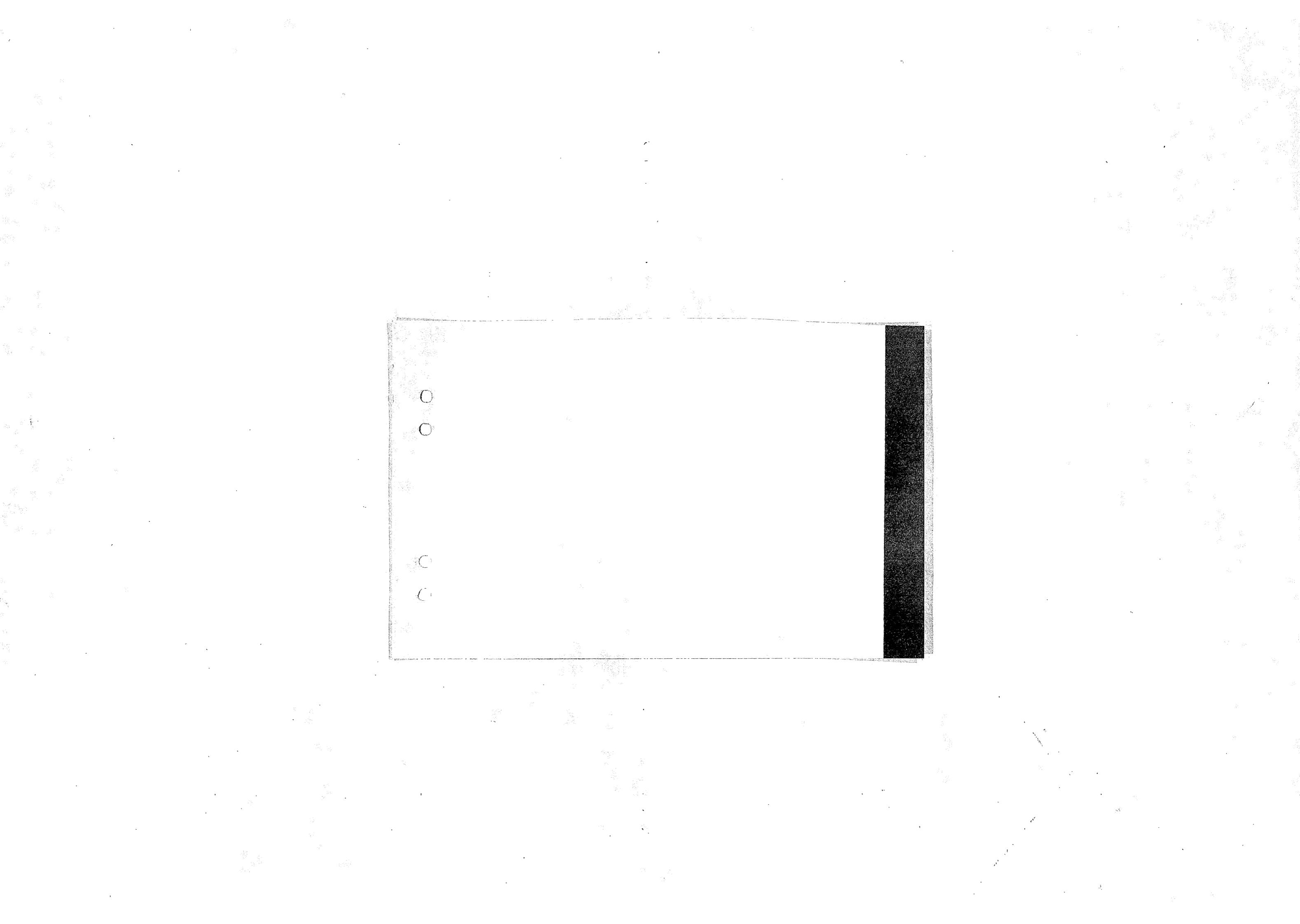


琉球大学学術リポジトリ

復帰準備4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛施設庁, 事務所開設, 総理府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43400



秘
無期限

昭和46年7月12日

返還協定等に関する疑問及び要望事項

(琉球政府が非公式に準備委員会を通じ提出越したものである。)

アメリカ局北米第一課

関連条項	疑問点及び要望事項
返還協定 第1条 第1項	○米国民政府が管理している国有地引継ぎ後の譲渡について伊江村字西江前アマキ原821番外3筆、台計82577坪の旧日本軍飛行場を米国民政府財産管理官と伊江村長が賃貸契約をし、土地改良施設（集水地）として使用しているが日本政府が引継いだ後に同施設用地として引き続を使用する必要があるので、沖縄県に譲渡してもらいたい。（農林局）
第4条 第1項	○1. 協定第4条第1項によつて放棄された沖縄県民の請求権については、国内的に適切な措置を講じてもらいたい。 なお、協定第4条第1項に該当するものとして次のような請求権がある。

- (1) 軍用地の取得に伴う通損補償
- (2) 那覇軍港内以外の海没地補償
- (3) 入会制限に伴う損失補償
- (4) 講和条約発効後の漁業補償
- (5) 1967年布令第60号による補償
もれ(1)人身損害補償、(2)土地の復元補償、(3)その他の財産損害補償
- (6) すでに解放された土地及び復帰までに解放される土地の管理費用

2. これらの請求権を処理する日本政府内の担当機関及び処理方法等については、早急に明らかにしてもらいたい。(法務局)

○「沖縄県民、米側に対する請求の問題については、復帰後国内的にも適切な措置を講ずる方針」(協定署名にあたつての総理大臣談話)。

以上のことから、当局においては、国的基本方針に沿つて次の事項について適切な

措置を講ずるよう本土政府へ要請したい。

1. 学校用地の補償

- (1) 校地の軍用地接收を受けたため他に用地を借用しているものの借用料の補償

借地料 37,216ドル(年間)

借地面積 138,824m²

- (2) 校地の軍用地接收を受けたため他に用地を買収したものの買収額の補償

買収面積 119,447m²

- (3) 校地の軍用地接收を受けたもの及び軍用地の拡張のため他に用地を借用しているが、買い取り要求は立ち退き要求のために買収に必要な所要額に対する補償

買収所要額 9,238,399ドル

買収面積 453,356m²

2. 那覇商業高等学校敷地拡張のための国

県有地の物件貰収費の補償

貰収所要額 200,000 ドル

貰収物件 20 棟(家屋)

(厚生局)

第2項

合意議事録 / (1)

○軍施設による農用地障害について

軍事基地建設により排水暗渠の不備、廃油、
土砂流失、農業用水の不足など中部を中心
として各市町村にあり農業生産上不利益を
受けており、この対策費として 1,366,439
ドルが必要であり早急に整備してもらいた
い。(農林局)

合意議事録 / (2)

○「合意された議事録」の第4条に関する

説明の(2)に「高等弁務官布令第 19 号に
よつて設置された琉球列島米国土地裁判
所の管轄に属する請求権」は、協定第 4
条第 2 項の規定により対米請求権は放棄
されないとある。

(1) 漁業操業制限補償(期間請求額 / 6
398,039 ドル、爾後年間請求額 /
182,081 ドル)が 17 団体から琉
球列島米国土地裁判所に提訴されてい
るので、その補償措置が必要である。

(2) 漁業操業制限補償関係で未だ提訴さ

れていないものについても上記同様補償措置が必要である。

(3) 原潜入港による漁業収益損失補償
(請求額 501,885 ドル)について
も、琉球列島米国民政府に請求してい
るので、その補償措置が必要である。

2. 本件に関しては返還協定に關し別紙の
とおり疑義がある。取扱いのいかんによ
つては、日米双方からの補償もあたえら
れないこともありうると考えられるので、
特に疑義の解明を願いたい。

第4条第1項により対米請求権を放棄さ
れるが、同条第2項により、アメリカ合
衆国の法令又は現地法令により特に認め
られる日本国民の請求権は放棄しないと
あり、その放棄しないものの内容として
「合意された議事録」の第4条に関する説
明のみに「高等弁務官布令第19号によ
つて設置された琉球列島米國土地裁判所

の管轄に属する請求権」がある。

(1) 漁業操業制限補償が17団体から琉
球列島米國土地裁判所に提訴されてい
るが、本請求権は放棄されていないか
どうか。

(2) 漁業操業制限関係で上記裁判所に未
だ提訴されていないものはどうなるか。

(3) 放棄されている場合には、未だ提訴
されていないものも含めて日本政府が
補償することになるのか。

(4) 原潜入港による漁業収益損失補償に
ついて、琉球列島米国民政府に請求し
ているが、「合意された議事録」に放
棄しないものの内容として掲げてない
が、これは、放棄されたのか、放棄さ
れているとしたら日本政府が補償する
のか。（農林局）

合意議事録 / (3)(4)(5)(6)

- 1. 布令／＼-6号に規定する被用者の請求権。

2. アメリカ合衆国法令及び米軍人事規則等に基づく被用者の請求権。

(措置)

上記請求権については日本政府が米国政府へ適切な措置を講じさせること。もし米国政府が適切な措置を講じない場合、本土政府が速やかにその措置を講じること。

なお、現行米軍雇用員第4種被用者のうち、その雇用の実態業務の態様等において第1種及び第2種被用者に相当するものについてもアメリカ合衆国政府またはその機関の被用者と同様請求権に基づく措置を米国政府へ適切な措置を講じさせること。もし米国政府が適切な措置を講じない場合、本土政府が速やかにその措置を講じること。

(農林局)

- 8 -

第2項及び第3項

合意議事録 2、3

- 1. 協定第4条第3項に基づく米合衆国の自発的支払いについては、いわれるようになつて「百万ドル」というわくを最初から設けるべきではなく、あくまでも適正な額で支払いをしてもらいたい。

2. 協定第4条第2項及び第3項に基づく手続きを周知させ及びこれが容易に利用されるようにするための米合衆国政府と日本国政府との協議に当つては、琉球政府とも協議のうえ十分に対処されたい。

3. 協定第4条第2項及び第3項に基づく諸請求や復元補償等で、米合衆国政府によつて補償されなかつたもの又は不適正な補償がなされたものについては、日本国政府において補償するよう、国内的に適切な措置を講じもらいたい。(法務局)

第3項
海没地に関する交換
公文

- 「……海没から生じた問題を解決するためできる限りすみやかに必要な準備を完

- 9 -

了することを引受ける・・・」とあるが、「準備を完了する」とは、「執行して解決すること」と同義に解してよいか。

(総務局)

○1 海没地の範囲を明確にすること
那覇軍港内の何番地の誰の土地がいつどれだけ海没したかを日本国政府又は米合衆国政府の負担において土地調査を実施して明確にされたい。

2 埋立地の範囲を明確にすること

米合衆国政府又は日本国政府の負担において、米合衆国が埋立てた土地を測量して、元の海岸線との境界を明確にされたい。

(注) 上記1及び2の事項を明らかにじておかないと、海没地の滅失の登記及び埋立地の登記をするときに支障が生じ、若しくは後日、隣接する土地の所有者との間に問題が生ずるおそれがある。(法務局)

第5条
第1項

○第5条第1項に琉球諸島及び大東諸島におけるいづれかの裁判所(合意された議事録に「琉球政府の裁判所及び琉球列島米国民政府の裁判所」とある)が、この協定の効力発生の日前にした民事の最終的裁判が有效であることを承認し、かつ、その効力を完全に存続させるとある。

琉球列島米国土地裁判所に提訴されている読谷漁協に係る操業制限補償の訴願については、1970年1月14日の裁決により却下されたが(1971年1月14日米国防長官に上訴してある)、日本政府にその効力が存続されて請求権が消滅するのかどうか。 (農林局)

○復帰時琉球政府裁判所及び米国民政府裁判所に係属中の事件については、復帰後、日本本土の刑事訴訟法その他の手続関係法令を適用して手続及び裁判をすることができることとする。 (通産局)

第3項

第4項

○復帰時刑の執行を終えていないものについては、復帰後、日本々土の監獄法その他の矯正保護関係法令を適用して執行、その他の措置を講ずることができることとする。
なお、特に
イ 前科
ロ 再審について国内法で適切な措置を
ハ 審級講じてもらいたい。
ニ 恩赦 (通産局)

第6条
第1項

○3公社の財産、権利義務の引継の準備措置について、財産の具体的な内容、引継の時期、場所及び方法を明らかにしてもらいたい。
(総務局)
○1 琉球電力公社は、復帰と同時に沖縄県へ無償で譲渡されるものと考える。沖縄における電気事業は、本土同様発送配電を一元化する必要があり、そのため発電部門の琉球電力公社と民営の配電事業の統合を計画しているか、琉球電力公社は

復帰時点まで特殊の形態で運営されており、直ちに民営ベースに切替えることは、種々困難が予想されるので、その場合、

- (1) 一定期間沖縄県営の公営企業又は沖縄独自の電源開発方式とする。
 - (2) 民営配電事業が統合して、沖縄電力株式会社として軌道に乗り運営される時点において発送配電の一元化を図る。
2. 電気事業に対する税制、金融その他の特例措置

沖縄における現行の電力、電灯料金は、従来、発電事業に対する長期低利融資の燃料の特例措置により維持されているが、これを維持しながら更に工業用電力価格の引下げが可能となるよう特別措置を講ずる必要がある。

3. 离島電気事業の整備強化
全琉の電化率は、99.99%で一応本土並み電化は達成されたが、4~5時

間の時間点灯のところが多く加えて料金の割高等地域住民の生活文化、諸産業の発展に著しく支障を来たしている現状である。従つて、時間点灯の解消、料金の較差是正を図るため、国はすみやかに復帰後において、これら地域の設備の強化拡充に努める必要がある。

これら地域を現状のまま民営による発電配電事業の対象区域とする場合料金価格の高騰を来たし工業開発の阻害要因となるばかりか、公の責任を民間企業に転嫁することとなり兼ねないので、公の責任において施設整備を行ない逐次移管して行く必要がある。

4. 琉球電力公社引継渡の土地賃借について

琉球電力公社の施設用地は、総坪数約131万坪、うち会社の所有地は約13万坪でこれは資産買取の対象となつてい

るが、残118万坪は個人有地約75万坪、軍用地約28万坪、国県有地割当約15万坪となつており、個人有地、軍用地については借地料を支払つている。

これらの借地料は年額約39万ドルの支出となつており、県引継後の経営に影響が大きいので、軍用地、国県有地については復帰後も特別の配慮が必要である。

(通産局)

○これらの資産買取額は3億2千万ドルとなっている(第7条)がその内容は不明である。もし、その内容に開金の貸出し金のうち回収困難なもので、しかも沖縄の経済開発のために必要であると判断されるもの含まれている場合には、次の措置を取ること。

資産引継後の資産再評価の際、その一部を評価減する。
(通産局)

- 1. 財産、権利及び義務の内容を明確にすること。
2. 公共事業として河川にダムを設置して福地ダムに接続し、ダムの総合操作をするために福地ダムを河川公共物管理施設とするため、それに必要と認められる技術的事項について琉球政府と米国民政府が事前に協議できるようにしてもらいたい。
3. 福地ダムの完成について、復帰後においても米国民政府の責任において完工してもらいたい。
4. 復帰時点における水道公社の移行を円滑にするため公社施設の技術的な継続操作の研究及び資産譲渡に関する諸調査を行なうため琉球政府職員を水道公社へ出向できるようにしてもらいたい。
5. 返還と同時に水道公社の財産を無償で沖縄県に譲渡されるよう配慮すること。

- 16 -

合意譲事録 /

○1. 総合上水道

- (1) 米国陸軍が運営している全島統合上水道の中の米軍の施設及び米軍が単独で保持している施設については、復帰前に(第2段階)琉球水道公社に移管してもらいたい。
- (2) 復帰後米軍施設への給水は本土各市町村と同様の方式で沖縄においても一般住民と同等な条件で各市町村からの給水を受けるものとする。
- (3) 米軍施設への給水のための給水契約については、市町村と防衛施設庁(日本)が間接契約できるようにしてもらいたい。

2. 下水道

- (1) 復帰後の米軍基地内の下水道については、本土各市町村と同様の方式をもつて沖縄においても一般住民と同等に各市町村との公共下水道の排水設備とすること。
- (2) 下水道使用料(流域下水道、公共下水道)に関する契約については、関係市町村と防衛施設庁が直接契約を締結できるようにしてもらいたい。

- 17 -

第2項

合意議事録 2(1)

○1. 那覇空港施設は第一種国際空港としての機能を十分に生かすよう整備充実を要請する。

2. 那覇空港における民間航空気象業務については、米軍気象隊によつて行なわれている。復帰時点でこの施設は、気象庁が引継ぎ、那覇航空気象台（定員63名）を設置し、民間航空機に対する気象サービスを行なう予定である。（通産局）

○返還協定第6条第2項の規定に従つて日本国政府に移転される財産中、那覇、名護、石川、宮古及び八重山の文化センターは、現在各地区の文化活動センターとしての役割を果たしており、現在これに代る施設が各地区にないため復帰後文化活動及び中央公民館的活動を行なう場として、それぞれ所在市町村に無償譲渡してもらいたい。（総務局）

合意議事録 2(2)(c)

○1. 現在、宮古島気象台は旧宮古島測候所の

合意議事録 2(2)(f)

敷地（現在米国民政府宮古庁舎として使用中）一部と1966年3月琉球政府が購入した敷地8,008.34m²で施設をして業務を行なつていますが、この双方の施設は道路で二分されており、このため施設の管理や業務の運営に支障をきたしています。

2. また1966年購入した敷地は狭隘と拡張不可能のため地上観測用露場の設置ができず又現在同敷地で行なつているレーダー観測、通信業務、予報業務以外の業務もできない状態である。

3. このようなことから今後予定している南大東島気象台の通信中継施設の建設やその他の業務運営のためにも同敷地を含む民政府宮古庁舎の返還が必要である。

（通産局）

合意議事録 2(3)

○第6条に関する合意議事録2-(3)のうちの「その他に」について

合意譲事録 2(5)(a)

1. その他の内容を明確にすること。
2. その他の範囲に路線名3号線を含める
こと（那覇空軍海軍補助施設内延長2km）
(建設局)

○米国政府から移管される航路標識は、灯台
14、灯浮標17、導灯2、その他27、
計60基である。これらの施設は、設置後
長年月を経た光力微弱な老朽施設が多く、
後背地の電化普及に伴い相対的な光力低下
をきたし、利用効果が著しく減少している
ため、移管後早急に、改良、改修が必要で
ある。

なお、琉球政府所管航路標識160基、
民間所管27基があり、上記の米軍移管60
基を加えると、総数247基の航路標識が
琉球列島広域に亘って設置されているため、
強力な保守体制を整える必要があり、第II
管区海上保安本部設置が急務となる。（通
産局）

合意譲事録 2(6)

- 1. 現在の琉球気象庁は那覇市天久上の屋
高台に建設されているが敷地は4167
坪で構内には、庁舎3棟、宿舎3棟、ア
ンテナ施設5基があつて、他に利用する
地積が1311、また拡張もまったく不
可能である。
2. また最近になって同敷地の隣接地に高
層アパートができ風の観測やレーダー観
測に支障をきたしている。
なお、今後も隣接して高層建物ができ
る可能性があり、気象観測上の立地条件
が次第に悪くなるものと予想される。
3. さらに復帰時に米軍から移管される業
務として高層観測業務があるが現在の氣
象庁構内ではこれに必要な観測施設の展
開ができない。また、地磁気観測所の設
置も予定されている。
4. このようなことから、現施設を旧地方
気象台敷地に移し、日・琉防災の第一線と
して気象施設の整備強化につとめたい。
(通産局)

第3項

○「……日本国の財産となる」は極力県または市町村に無償譲渡するより配慮すること。

第7条

○……雇用の……について
現在の軍雇用員が復帰前に公社職員になる場合将来の定数、身分又は退職金等について検討する必要があるので琉球政府と米国民政府が事前に協議できるようにしてもらいたい。

第8条

○ 沖縄返還協定(1971年6月17日調印)第8条によれば、日本国政府は、この協定の効力発生の日から5年間、沖縄島におけるアメリカの声(VOA)中継局の運営を継続することに同意し、また、日米両国政府は、この協定の効力発生の日から2年後に沖縄島におけるVOAの将来の運営について協議に入ることになつている。
このことについて、当府としては、この協定の効力発生の日から2年後に行なわれる両国政府間の協議の際、協定に定められた5年以内にVOAの完全な撤去が行なわれるよう強く要請する。
また、VOA中継局の発射する強力な電波による公害、たとえば、同中継局の設置されている地域の近隣に位置する国頭村字桃原、守浜の両部落において、加入電話を設置しようとしてもVOAの電波による被害により全く通話の用を足せないところがあり、現在国頭電報電話局において15件の電話申込みを保留している状況であつて、この公害に対しては、米国政府の責任において改善を講ずるより要請する。

(参考)

このことに関しては、琉球政府立法院においても、1971年5月17日の本会議において、「沖縄の施政権返還協定に関する要請決議」を全会一致で可決し、日米両政府へ交付しており、同決議書の中に、V.O.Aなどの特殊放送施設等の完全な撤去を表明している。

(郵政庁)

その他

(労務関係)

○ 民政府(-3公社を含む)、軍雇用職員(たとえば、渉外労務、軍道、軍水道関係職員の日本国政府または沖縄県への再雇用について了解があるかどうかを明らかにしてもらいたい。なお、そのような了解があるのであれば、これらの職員の処遇については、琉球政府と調整してもらいたい。

(総務局)

了解覚書

建設・区域

○ A表……「地位協定」の中に

現在及び将来の貯水池とその関連施設敷地を軍用地から除外するよう考慮すること。

C表「(注)……用地もある」の文中の用地の範囲に

1. 現在油送管敷地のための軍用地になつていてかつ県又は市町村が道路用地として返還を要望している軍用地を含めること。

2. 上記1以外で道路用地として県又は市町村が返還を必要としている軍用地を含めること。(建設局)

○ A表の9番「キャンプ シュワブ訓練場」には沖縄県有林である南明治山全部と北明治山の一部が含まれている。

この地域は「合衆国軍隊が沖縄の復帰の日から使用する施設及び区域として合同委員会において合意する用意のある設備及び用地である。」となつてゐるが次の理由で承服できない。

航空関係

1. 南明治山は1951年から林業試験地として各種試験を行ない、現在も試験を継続中である。
 2. 同地を軍用地に割当てたのは、1958年で当時の米国民政府財産管理官は、日本政府所有財産、すなわち旧沖縄県有林を旧日本国有林として誤つて割当てを行なつている。また割当てる場合琉球政府になんの通知もなかつた。
 3. 同地は那覇、コザ、名護等都市に最も近い唯一の県有林で、戦前から県は植林や保護管理に力を注いだ所であり、特に近年、環境衛生、県民保健としてのリクレーション等、森林の価値が重要になりつつある現状にかんがみ、森林公園とともに整備する計画であつた。（農林局）
- 1. 国内線の増便を図る（日航、全日空）
2. 沖縄の特殊な事情を考慮してTWAの合衆国からの中部太平洋を経て那覇への長期的継続を要請す。
3. 南西航空の鹿児島乗り入れ実現。
(通産局)

外務大臣書簡

I 事業活動

1. 各企業は、復帰の後妥当な期間内に申請を行なわせしめ、申請をした企業は全て認可又は許可を与えるようすること。
2. I 事業活動②にいう「本日現在」とは1971年6月17日現在のことと解釈されるので、1971年6月17日以降1972年復帰までの期間、琉球政府において許可される外国企業の取扱いについては、どのような取扱いをするのか明記されていない。
そこで1971年6月17日以降1972年復帰までの期間内に許可される外国企業についても同様な取扱いを受けるようにすること。
3. I 事業活動②但し書(b)にいう「ある種の企業」とは、「石油精製事業」のみに限定し、電子工学（フェア・チャイルド）、製薬業（サクセットコボレーション）、乳製品（インデンコ社）、その他等はここでい

III 国有地及び県有
地の賃貸借

うある種の企業に含まれないものとして取
扱つてもらいたい。 (通産省)
国県有地の引継及び引継準備措置について、
具体的時期及び方法はどうか。 (総務局)

— 28 —

IV 外貨送金

V 自由業者・公認
会計士

- 1. 国有地及び県有地の復帰後の使用につ
いて学校用地の優先使用の保障
復帰後の沖縄の国県有地の使用取り扱
いに際しては、那覇商業高等学校等の隣
接国有地及び県有地は優先的に学校用地
として使用させるよう適切な措置を講じ
ていただきたい。(厚生局)
- 沖縄の金融機関に預け入れられる外国人のド
ル預金については、一定期間ドルによる払
戻しができるよう沖縄復帰対策要綱(第3
次分)で要請している。この要請の内容は、
返還協定のそれに含まれていると考えられ
る。(通産省)
- 外国公認会計士は 2 人
沖縄において適法に登録され、その業務
を行なっている外国公認会計士は 2 人いる。
これら 2 人の外国公認会計士はフランシス・
明塩谷(1966年8月9日登録)とヴィ
セント・コー(1966年8月9日登録)
である。

— 29 —

IV 放送事業

前者は本土政府による公認会計士試験合格者であり、日本公認会計士協会に登録することによつてその業務を行なうことができるし、後者は、本土における資格を持ち登録済みである。したがつて、別に問題はない。（通産局）

○ この書簡によれば、日本国政府は、沖縄の復帰後、日本国関係法令に従い、財団法人極東放送による日本語の放送を許すこと及び極東放送会社が現在行なつてゐる英語の放送については、沖縄の復帰後5年間この放送を継続することを認めるが、日本国関係法令の定める条件に従つて行なうこととなつてゐる。

このことについて当府は、次のことを本土政府に要請する。

1. 復帰後の沖縄における中波による公共放送網の早急なる整備が必要であること
にかんがみ、これに要する周波数の割当

て等が十分行なえるよう措置をしていただきたい。

2. 極東放送を復帰後も認めたことにより、沖縄の民間放送の経営が現在より圧迫されることが予想されるので、民放に対する金融措置等の保護育成の施策を講じてもらいたい。
3. 財団法人極東放送による日本語放送については、琉球政府に対して免許申請及び財団法人許可申請がなされている現状にかんがみ、本件に関して、本土政府の適切な指導、助言をいただきたい。

（郵政庁）

その他

◎(現況と問題点)

台湾から導入される季節労働者及び日本籍者を除き、現在約1,500名の外国人が各企業に雇用されているが、そのうち直接米軍基地と関係のない石油建設関係、辺地における果樹栽培、山林伐採、礦山採掘労働者等約600名を除く約900名がもつばら軍人。軍属を顧客とする事業所に雇用されており、さらにその事業所に雇用されている沖縄籍従業員が約1,000名もあり、復帰の時点において、これら沖縄経済に貢献してきた外国人の雇用が困難となる場合は、企業自体の存続はもとより、そこに雇用されている沖縄籍従業員の離職問題が起る可能性がある。

(要請事項)

1. 復帰前に在留を許可された者で、本土法（出入国管理令）の在留資格の規定に該当する者（高度の技術、技能者、熟練労働者等）は、本土法によつて在留資格が与えら

れたものとみなすこと。

2. 上記以外の者については、沖縄法によつて認められた在留期間が、復帰後にまたがる者については、その期間内は本土法によつて在留資格が与えられたものとみなし。また、その後の措置についても、後継者の養成、訓練により交替しうるようになるまでの間（1年ないし3年）在留資格を認めること。（農林局）

DEPARTMENT OF THE ARMY

HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY, RYUKIU ISLANDS AND FORT LACKNER
APO SAN FRANCISCO 96391

IN REPLY REFER TO

XIJC-Sub

Mrs. Chuichiro Taniguchi
Deputy Director, Okinawa Bureau
Okinawa and Northern Territories Agency
Japanese Government
Yaeu Building
No. 71, 2-chome, Matsushita-cho, Naha City

Dear Mr. Taniguchi,

In response to your letter of 15 July 1971, approval is granted for the personnel of the Okinawa Bureau, Okinawa Northern Territories Agency, COJ, to enter U.S. facilities to prepare basic data for the appraisal of land rental.

I regret open passes can not be issued but arrangements for entry have been made with Services concerned with the following stipulations:

a. A list of personnel showing name, organization, time and date of proposed visit must be submitted to each Service concerned with information copy to this office no later than five (5) days prior to proposed visit.

b. Service Commanders will advise of where photographs may and may not be permitted.

c. Team members will be met and escorted by representative/s at installation or facility concerned as directed by point of contact, paragraph 2 below.

Listed below are points of contact for each Service concerned:

ARMY Mr. D. J. Jorgensen Work Coordinating Div. 61135
Directorate for
Facilities Engineering

XIJC-Sub:

Mr. Chuichiro Taniguchi

Air Force LTC Frank J. Loesberg 613th Operations 76136/43102
(Kadena)

Air Force CPT George C. Warren Reversion Officer 73-1392/1231
(Naha) 6133th Air Base Group,
Naha

Marines LTC J. R. Luckett G-2/G-3 Marine Corps Base 28-731
Camp Smedley D. Butler

Navy LT Roger Mohl Civil Engineer Corps 92-4261
Naha

USCAR Mr. Robert D. S. Ahn Public Works Department 73276

I can be of any further assistance, please advise.

Sincerely,

L. V. McDUGALD
Colonel, USA
Chairman, Subcommittee No. 4



DEPARTMENT OF THE ARMY
HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY, RYUKYU ISLANDS AND FORT BUCKNER
APO SAN FRANCISCO 96351

IN REPLY REFER TO

RIJO-Sub4

Mr. Shuichiro Taniguchi
Deputy Director, Okinawa Bureau
Okinawa and Northern Territories Agency
Japanese Government
Yaezu Building
No. 71, 2-chome, Matsushita-cho, Naha City

Dear Mr. Taniguchi:

In response to your letter of 15 July 1971, approval is granted for the personnel of the Okinawa Bureau, Okinawa Northern Territories Agency, GOJ, to enter U.S. facilities to prepare basic data for the appraisal of land rental.

I regret open passes can not be issued but arrangements for entry have been made with Services concerned with the following stipulations:

a. A list of personnel showing name, organization, title and date of proposed visit must be submitted to each Service concerned with information copy to this office no later than five (5) days prior to proposed visit.

b. Service Commanders will advise of where photographs may and may not be permitted.

c. Team members will be met and escorted by representative/s at installation or facility concerned as directed by point of contact, paragraph 2 below.

Listed below are points of contact for each Service concerned:

Army	Mr. D. J. Jorgensen	Work Coordinating Div. 31135
		Directorate for
		Facilities Engineering

RIJO-Sub4
Mr. Shuichiro Taniguchi

Air Force (Kadena)	LTC Frank J. Loessberg	313th Operations	46136/46102
Air Force (Naha)	CPT George C. Warren	Reversion Officer 6135th Air Base Group, Naha	93-1292/1251
Marines	LTC J. R. Luckett	G-2/G-3 Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler	28-7331
Navy	LT Roger Mohl	Civil Engineer Corps Naha	92-4251
USCAR	Mr. Robert D. S. Ahn	Public Works Department	73276

If I can be of any further assistance, please advise.

Sincerely,

L. V. McDUGALD
Colonel, USA
Chairman, Subcommittee No. 4